

司法試験

司法研修院 司法修習(2年間)

実務教育

法律理論教育

法曹倫理教育

司法研修院での集合研修 + 実務修習

学期制(6か月ごと4学期)・単位制, 専攻系列の選択

1学期	集合研修
基礎課程	法律実務, 専門法についての講義, 法律文書作成等
2学期	社会奉仕研修(法律相談等)
発展過程	実務修習
3学期	裁判所, 検察庁, 弁護士事務所での修習(各2か月)
臨床課程	専門分野実務修習(2か月)
4学期	集合研修
完成課程	判決書作成等の教育, 弁護士志望者のための特別教育等

修習修了試験

法曹資格取得

裁判官

(予備判事 2年後に判事任官)

検察官

弁護士

【身分】

大法院所属の国家公務員

【人数】

司法研修生は以前は約300人であったが, 1997年には496人, 1999年には694人, 2001年には800人, 2002年には976人となった。

【給費制に関する制度改正】

司法研修生の増加に伴い, 司法研修生の給与を通常国家公務員の職級とは切り離し, 減給。

【修習専念義務】

あり。営利業務への従事は禁止。非営利業務の兼職にも司法研修院長の許可が必要。

ドイツ

州単位での統一養成

大学 法学部（最低3年半）

第1次国家試験（州ごと）

司法修習（州ごと，2年間）

実務教育

法曹倫理教育

修習の内容は州によって異なる。

第2次国家試験（州ごと）

法曹資格取得（完全法曹）

裁判官

検察官

弁護士

行政庁・企業等

ベルリン州の場合

【司法修習の内容】

民事裁判6か月，検察3か月，行政研修3か月，選択修習（民事裁判所・刑事裁判所・行政裁判所・検察庁・行政官庁・弁護士事務所から選択）3か月，弁護修習3か月，選択修習（国内又は外国での研修）6か月の合計2年。

実務修習は，弁護士事務所や検察庁に毎日通うわけではなく，課題を与えられ，週何回か，指導を仰ぎに指導官の下に赴くという形式。

【身分】

従前は公務員であったが，2002年7月4日の州法改正により，公務員ではなくなった。現在の立場は，「公的・法律的に養成を受ける立場」となっている。

【人数】

年間約800名の修習生を受入れているが，希望者が多すぎるため，修習生となるまでの待機期間（約1年間）が生じている。

【給費制に関する制度改正】

司法修習生の身分を公務員から非公務員としたことに伴い，給料（生計手当）が減額された。

【修習専念義務】

週8時間まで副業が認められる。例外として，法律家的な副業（弁護士事務所の手伝い等）については，週10時間まで許可される。

カナダ

(ケベック州以外)

大学(4年間) 学部レベルでは法学専門教育は行われない

ロースクール(3年間)

法曹養成のための法学専門教育

カリキュラムは米国のロースクールとほぼ同様

法曹資格付与コース (Bar Admission Course ; B A C)

各州の法律家協会が実施

講義課程 (受講生が授業料を支払う)

実務修習 (Articling)(修習先が給与を支給する)

【オンタリオ州の例】

スキル課程 (第1期)

- ・約8週間の講義

- ・弁護士としての責任・技能のトレーニングが中心。試験あり。

- ・授業料 (約2200カナダドル) を支払う。

実務修習 (第2期)

- ・約10か月の実務修習

- ・法律事務所での実務修習

(政府機関や裁判所等に就職して実務修習を行う者もいる。)

- ・修習先から給与の支給を受ける。

実体法・手続法課程 (第3期)

- ・約10週間の講義

- ・実体法及び手続法の講義

- ・授業料 (約2200カナダドル) を支払う。

- ・最終試験

【ブリティッシュコロンビア州の例】

座学研修及び試験

- ・約10週間の講義

- ・授業料 (約2500カナダドル) を支払う。

- ・最終試験

実務修習:

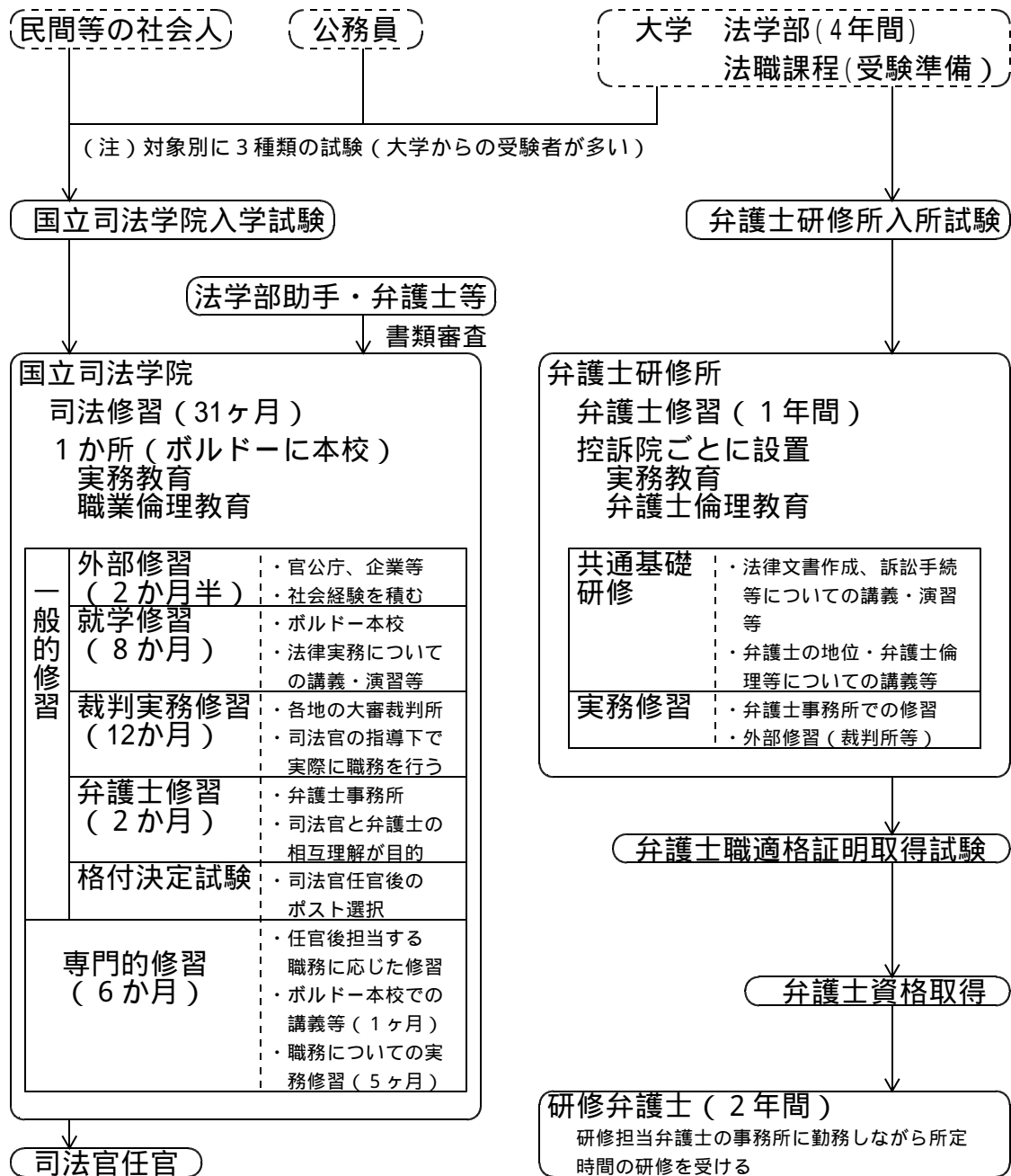
- ・約9か月の実務修習

- ・修習先から給与の支払いを受ける。

(上記 と の前後関係は選択制となっている)

法曹資格の取得

フランス 司法官と弁護士の分離養成



【司法修習生の待遇】

- ・司法官、公務員、研修公務員の身分を同時に有する。
- ・守秘義務を負う。
- ・報酬の支給を受ける。
- ・他の有給の活動及び職業活動を行うことはできない。

【司法修習生の人数】

- ・毎年約2000人程度。

【弁護士修習生の待遇】

- ・入学金を支払う。
- ・報酬・手当の支給はない(研修所が国との間で奨学金に関する取決めを結んでいる。)

【弁護士修習生の人数】

- ・フランス全体で毎年約2000人程度。